

発行所 (郵便番号100)
 東京都千代田区丸の内2-4-1
 丸の内ビルディング781号室
 社団法人スウェーデン社会研究所
 Tel (212) 4007・1447
 編集責任者 堀内六郎
 印刷所 関東図書株式会社
 定価200円 (年間購読料千円)
 1980年10月25日発行
 第12巻 第10号
 (毎月1回25日発行)
 昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 12 No. 10

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
 (The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
 Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

福祉社会の流通・生協視察調査団(第5回視察団)の旅を終えて

A Word after Returning from the Fifth Study Tour on the
 'Distributive Trade & Consumer Co-operative' in Sweden

理事 日本大学教授 内藤 英 憲
 Prof. Hidenori Naito

本研究所在主催「福祉社会の流通・生協視察調査団」(第5回視察団)は、さる8月21日成田を出発し、デンマーク、スウェーデン、西ドイツ、スイス、フランスおよびイギリスを歴訪して9月8日無事帰国した。総勢は、全農生協関係者11名、生協関係者1名、労働組合関係者1名、当研究所関係者を含めて学者4名および日本交通公社からの添乗者1名の合計18名であった。

出発時において、航空機の遅れにより、コペンハーゲン着が遅れ、最初の視察地であるデンマークでの訪問先の変更を余儀なくされた他は、予定された全日程を全てつつがなく消化することができ、今回の視察調査は極めて稔りの多いものであったと信ずる。

詳細は他にゆずり、以下では、今回の旅行で特に感じた若干を記し、もって帰国の報告としたい。まず一つは、おおよそその国々はいわゆるスタグフレーションの事情下であり、失業率、物価水準、全利など驚くほど高く、中にはうらやまれた高い福祉水準の後退がはじまっている国もあるということである。こういう経済的環境の中で、当然流通業界の苦悩も大きく、そこにはなりふりかまわぬ熾烈な競争が存在しているという感じであった。しかしながら、このような渦中において、その競争に立ち向かう消費協同組合の姿勢にも、特記すべきものがあったように思う。

いずれの国々においても、消費者の尖兵として、激しく戦かおうという斗志が感じられたのであった。すなわち、低価格をめざす合理化、あるいは逆に消費者の便宜を考慮する小規模店舗の増

設等、消費者ニーズに呼応する積極的な対処が随所にみられた。

感じたことのもう一つは、視察団も回を重ねてきたので、主訪問国スウェーデンに限らず、訪問先各国諸機関において、JISSSの名前が滲透してきているということである。たとえば、デンマークFDBのエリクセン氏、西ドイツEDEKAのシール博士、フランスFNCCシヤルボウ氏、イギリス、コーパラチブ・ユニオンのギヤラット氏、またICAのオールマン氏等は、われわれにとって、もはや旧友といってよかろう。もちろん協同組合関係者間には、同志的なつながりがあり、通常以上の歓迎をうけるのが常であるが、とくに今回は、前4回にわたるわれわれの実績によって、相手側諸機関がJISSSの視察調査団の内容ならびに意図するところをよく知っているということもあって、格別親切であったように思われる。

とりわけスウェーデンにおいては、JISSSは、両国間を結ぶ最も重要なきづなの一つとして完全に定着しており、スウェーデン側はそのつもりで対応してきているといえる。たとえば、高額

目 次

「福祉社会の流通・生協視察調査団」 (第5回視察団)の旅を終えて……内藤 英憲… 1
「第5回福祉社会の流通・生協視察調査団」報告……福田 雅一… 2
未成年者の保護に関する特別規定草案(上) ……坂田 仁… 4
フォルケ・シュミット名誉教授の死を 悼む……菱木昭八朗… 5
文化・教育研究会報告、SIPニュース…… 6

な通訳料などS I が負担してくれたし、S I のヒルデマン氏や瑞日基金のベルグランド氏など、わざわざ時間を割いて応待してくれている。また事前に通報があったように、KFのルンドベルイ氏は、アメリカへ出張中であつたが、代わるオスカルション氏は、われわれのために万全の受入れ態勢を手配してくれたのである。要するに、スウェ

ーデンでは、わがJ I S S S の視察調査団を、日本からの一つの代表使節団として迎えてくれているということであつて、理事の一員として、研究所の一層の充実を推進しなければならないと切に感じた次第である。

われわれの任務完了にあたり、関係各位の御協力に対してここに改めて謝意を表したい。

「第5回福祉社会の流通・生協視察調査団」報告

A Report of "the Distributive Trade & Consumer Co-operative Study Group"

評議員 日本大学助教授 福 田 雅 一

Assistant Prof. Masakazu Fukuda

1 視察調査団の概要

当研究所は、第5回目の「福祉社会の流通・生協視察調査団」を編成し、日本交通公社の協力をえて、去る8月21日から19日間、デンマーク、スウェーデン、西ドイツ、スイス、フランス、イギリスの各国へ派遣した。今回は、ヨーロッパの流通業界の全般的な動向と、そのなかにおける生協運動の実情調査を主な目的としていたが、農業関係、福祉関係、労働運動などについても実地調査をするという、かなり欲張ったものであつた。幸い、関係者の方々のご支援、ご協力により、所期の目的を果たし、9月8日、全員無事に帰国することができた。



協同組合運動発祥の地
ロッチデール公正開拓者組合の前で

参加メンバーは次のとおり（敬称略、順不同。）

- | | |
|-------|---------------------------|
| 歌川 悦子 | 日本福祉大学助教授 |
| 野元 健作 | 鹿児島経済大学助教授 |
| 鳴海 国輝 | 全国農業協同組合連合会生活部長 |
| 田代 豊久 | 全国農業協同組合連合会農業技術センター生活研究部長 |
| 三上 正昭 | ホクレン農業協同組合連合会生活事業本部生活部長 |
| 山浦 昭二 | 愛知県経済農業協同組合連合会店舗事業部長 |
| 荒井 利一 | 富山県経済農業協同組合連合会生活部食品課長 |
| 井上 剛行 | 兵庫県経済農業協同組合連合会管理部長 |
| 松岡 宏明 | 香川県経済農業協同組合連合会生活部店舗総合課長 |
| 吉野 守泰 | 愛媛県経済農業協同組合連合会生活部 |

長

- | | |
|-------|---------------------------|
| 松田 又男 | 長崎県経済農業協同組合連合会生活部長 |
| 平良 昭男 | 株式会社Aコープ宮崎 専務取締役 |
| 梅沢昌太郎 | 農協流通研究所主任研究員 |
| 高木 啓 | 千葉県勤労者生活協同組合企画開発部長 |
| 加賀谷 健 | 全日本労働総同盟千葉地方同盟書記長 |
| 三堀 博造 | （添乗員）日本交通公社 |
| 内藤 英憲 | （コーディネーター）日本大学教授、当研究所理事 |
| 福田 雅一 | （コーディネーター）日本大学助教授、当研究所評議員 |

2 日程と視察内容

8月22日（金）コペンハーゲンに午前10時半到着予定であつたが、パリでの乗り継ぎがうまくゆかなかつたため、実際の到着は午後6時半となり、午後3時から訪問することになっていたデンマーク農業協同組合連合会はキャンセルせざるをえなかつた。

8月23日（土）デンマーク消費協同組合連合会（FDB）本部は土曜日が休日であるにもかかわらず、情報教育部長のエリクセン氏は夫人（病院の看護婦）とともに、FDB本部玄関でわれわれ一行を暖かく迎えて下さつた。会議室で1時間半にわたり、FDBの活動状況について説明を聞く。競争の激しいデンマークの流通業界にあつて、FDBと傘下の消費協同組合は順調に売上高を伸ばし、シェアも少しづつ上昇してきたが、今年デンマーク全体の個人消費が前年比で3.5%減少する見通し（戦後初めてのことで、業績悪化が懸念されており、15あつた自家工場のうち不振の繊維工場と家具工場を閉鎖するなど、苦しい対応を迫られている。

無人のFDB本部内を案内されたあと、コペンハーゲンの西7マイルにあるショッピング・セン

ターに行き、そこにあるFDB直営のハイパーマーケットを見学し、そのあとレストランでランチをご馳走になった。

8月25日(月) 視察目的によって2班に分れ、A班はストックホルム郊外にある協組合大学を皮切りに、協同組合店舗であるドームス(大型スーパー)、オプス(ハイパーマーケット)、セルプス(コンビニエンス・ストア)、コンスム(スーパー)を順次、見学して回った。B班は福祉関係を視察することになり、老人レジャー・センターと老人アパートを訪問した。かつて老人対策の柱であった老人ホームは、老人の「隔離政策」ということで批判されるようになり、数年前からその閉鎖が進められ、現在ではストックホルム市で3カ所を残すのみとなった。それに代って、老人専用アパートや老人レジャー・センターをふやしている。スウェーデンの福祉政策も変わりつつあるようだ。

8月26日(火) スウェーデン消費協同組合連合会(KF)を訪問。国際部長ルンドベルイ氏がアメリカ出張中で不在のため、彼の代理オスカルション氏が受け入れてくれた。消費協同組合運動が伸び悩んできたので、従来の大型店舗化を改め、2~3年前からコンビニエンス・ストアの展開に新たな活路を見出そうとし、都市においてはセルプスを、地方においてはネルシェップを、次々と出店してきた。現在のところ、セルプスは200店を数え、順調に発展しているが、ネルシェップの方は、過疎化の進行などもあって、経営的に問題のあるところが多く、まだ15店にしかならず、成功しているとはいえない。

一般的な説明のあと、KF本部内のテスト・キッチンを見学した。ランチはKFの職員食堂でご馳走になった。午後は、ストックホルムの西35kmにある全国配送センター兼地方配送センターを見学し、その規模や合理的なシステムに一同驚かされた。

8月27日(水) スウェーデン農業協同組合連合会(LRF)を訪問し、広報部長カールストリーム夫人からスウェーデンの農業協同組合運動全般についての説明を受けた。つづいて消費者庁を訪問し、ヴィルクンド氏からスウェーデンの消費者政策についての説明を受けた。

午後は、LRFの紹介で、ストックホルム郊外の農家を訪問し、大規模農業を実地に見学して雄大な気分をひたった。

8月28日(木) 朝早くストックホルムを発ち、昼前にハンブルグに着いて、午後、ドイツ消費協同組合連合会を訪問した。支配人ダブルンツ

氏の説明によると、組合員数が10年前の200万人から130万人に減り、マーケット・シェアもギリ貧で2.5%程度となり、西ドイツの消費協同組合運動は全般に低迷しているようである。その原因としては、消費者の意識が低いこと、流通業界の競争が激しいこと、などがあげられ、わが国と同じような問題をかかえている。

8月29日(金) ヨーロッパ最大のバイイング・グループであるエデカを訪問し、副社長シール博士から説明を受けた。食品だけに限れば、エデカのマーケット・シェアは17%に達しており、流通業界において大きな存在である。業績も、不断の経営努力により、安定している。説明終了後、ランチをご馳走になった。

8月30日(土) チューリッヒの中心部にあるミグロス業部で資料を入手したあと、ミグロスの店舗とスイス・コープの店舗を見学した。

9月1日(月) セーズ川に面したフランスの消費協同組合全国連盟(FNCC)本部を訪問し、国際部のシャルボー氏、統計部長のガスコアン氏、卸売連合会の事務局長代理ユベール氏から、フランスの消費協同組合運動について説明を受けた。地域によって活発なところとそうでないところがあり、マーケット・シェアは25%と低迷している。

職員食堂で豪華なランチをご馳走になったあと、パリ東部のサン・モールにある組合店舗を見学した。見学終了後、われわれのために開けていただいたシャンペンの味が忘れられない。

9月2日(火) 昼過ぎにマンチェスターに着き、その足で協同組合発祥の地、ロッチデール公正開拓者組合と、その近くにある協同組合経営のハイパーマーケットを見学した。ロッチデールの建物は補修が完了し、今年4月から博物館として公開されている。

9月3日(水) イギリス協同組合中央会を訪ね、広報部長ギャラット氏、事務局長代理ブラウアー氏、経済調査部長ブラット氏からイギリスの消費協同組合運動について説明を開いた。午後は、卸売協同組合(CWS)の常務理事クロス氏と食品販売部長ワルズビィ氏から、販売戦略についての説明を受けた。

9月4日(木) 昼ごろ汽車でロンドンに着き、午後2時に国際協同組合同盟(ICA)本部を訪ねた。広報部長オールマン博士の熱弁2時間、今年10月のICAモスクワ大会で2000年へ向けての協同組合運動のあり方が主要議題になることなど、多くの課題について説明を受けた。

9月5日(金) 世界最大の単協であるロンド

ン消費協同組合を訪問し、広報部長ブラッドフォード氏から現状の説明を受けた。個人消費の減退と競争激化で、この3年間大幅な赤字を続けており、かなり深刻な様子である。そのあとロンドン市西部にある組合経営の百貨店を見学した。

おわりに

今回の視察調査団は、出足でつまづいたものの、その後は順調に日程をこなし、大きな成果を得ることができた。「これだけ充実した視察調査団はあまり見当たらない。」と、交通公社のベテラン添乗員・三堀氏に折紙をつけられたほどである。

関係各位のご支援、ご協力を厚く感謝する次第です。

未成年者の保護に関する特別規定草案(上)

Förslag till lag med särskilda bestämmelser om vård av underårig

—スウェーデンの新しい社会サービス法案(五)—

横浜家庭裁判所調査官 坂 田 仁

Mr. Jin Sakata

前号にひきつづいて社会サービス法草案の翻訳を発表する。既にも書いたように、この法律草案は、政府の修正を経て議会に提出され、議会の厚生委員会は、審議の後更に修正を加え、法律となっている。

成立した法律は、社会サービス法と少年の保護に関する特別規定の2章となっている。社会サービス法は、私の翻訳した草案の社会サービス法案と社会福祉委員会法草案の2つをひとつにまとめたもので、内容的には、社会サービスの目的、薬物などの乱用者の処置、少年の取扱、社会サービス記録の取扱いなどについて草案よりは細かい規定を設けている。少年の保護に関する特別規定は、未成年者の保護に関する特別規定草案に修正を加えたもので、草案とは違い、法律の適用年齢を20歳迄とし、その他手続的に詳細な規定を置いているが、基本的な相違はみられない。

今回成立した法律には、社会保険付加給付に関する法律の草案は取り入れられていない。それについては、草案の検討が継続されているようである。この翻訳のシリーズでは、草案の翻訳は見合わせることにした。ここでは、未成年者の保護に関する法律の草案を、前のつづきとして敢えて発表し、新しい法律の紹介は、又別の機会にゆづることとする。ただ簡単に、その要点のみを摘記しておきたい。

今回の社会サービス法により、旧来の児童福祉法、禁酒保護法、生活保護法、児童のケアに関する法律は1982年1月1日に廃止される。そしてこれらの保護の領域の全体に共通する大枠が社会サービス法に示され(ramlag)、実施の細目はすべて自治体に委される。保護の領域での種別のモメントは全て排除されている。麻薬乱用者についても同様で、その例外は、少年の保護に関する特別規

定或いは閉鎖的精神医学的処遇に関する法律にゆだねられる。従来国の施設とされた少年福祉学校などが地方自治体の所管に移される。児童福祉法などにあった処分に関する規定は消滅している。処遇の決定に当っては、全体的視点(helhetssyn)が強調され、問題家庭を社会福祉委員会が全体的に取扱うという姿勢が見られる。社会福祉機関の記録について詳細な規定を設け、個人のプライバシーへの配慮がなされている。などの点を指摘できるように思う。

この法改正は、従来の法律とは相当異質なため、その実現に経済的負担が多く、又、制度の運用に当る人の教育に相当の日子を要するもの考えられてをり、その為、その施行の日は、1982年1月1日とされたのである。

× × ×

未成年者の保護に関する特別規定草案 (保護の準備)

第1条 左記の場合、他の方法で必要な保護を与えることのできない未成年者に対し、本法にもとづいて保護を準備する。

1、未成年者の世話に欠陥があり、又は家庭内のその他の状況により、その健康又は成長に危険が生じている場合、又は、

2、未成年者が依存性の薬物の乱用、犯罪行為又はこれと同視すべき行動により、右に上げた点で自らを重大な危険にさらしている場合

第2条 本法による保護は、社会福祉委員会からの請求があったのち、州裁判所によって決定される。

請求には、未成年者の状況、それ以前にとられた措置及び社会福祉委員会が準備することを意図している保護に関する説明を付さなければならぬ。

第3条 決定には、本法による保護の継続すべき最長期間が示されなければならない。この期間には、保護の開始の日から3月を越えてはならない。

ただし、州裁判所は、第1条第1号に掲げる状況にもとづいて決定された保護については、これが右の期間以上の間又は暫定的に、実施される旨命じることができる。

州裁判所は、決定を直ちに執行する旨命じることができる。

第4条 保護に関する州裁判所の決定は、執行可能となった日から14日以内に社会福祉委員会が未成年者に家庭外での保護を準備する措置をとらなかった場合に、失効する。未成年者が本法により収容措置されない場合には、右の期間には、未成年者が右の措置を利用できるようになっ

た日から起算する。

第5条 社会福祉委員会の権限については、第12条ないし第14条に定める。保護の内容及び構成に関しては、以上の他社会サービス法の規定を適用する。

第6条 本法による保護が不要になった場合には、その終了を宣言しなければならない。

この決定は、社会福祉委員会が行う。

第3条第2項による決定が発せられた場合、社会福祉委員会は、決定の執行の日から1年以内に、かつその後は毎年、本法による保護を継続すべきか否かを審査しなければならない。

本法にもとづいてなされた決定の内容は、未成年者が18歳に達した時に終了するものとする。(つづく)

ストックホルム大学名誉教授

法学博士 フォルケ・シュミット氏の死を悼む

(Några sorgord över professor emeritus Folke Schmid bort gång Stockholm, 71 år.
av professor Shohachiro Hishiki i civilrätt vid Senshu universitet)

専修大学教授 菱 木 昭八郎

Prof. Shohachiro Hishiki

ストックホルム大学の名誉教授であり、またスウェーデンにおける私の友人の一人でもあるフォルケ・シュミット博士が8月19日ストックホルム郊外の別荘で急逝されたと言う知らせをトーレ・シーゲマン(Professor Tore Sigeman)から受けたのは8月の末である。余りにも突然の出来事に私はしばし家人にそのことを伝える言葉を見出すことが出来なかった。この7月始め、シュミット教授から元気で研究に従事する旨の手紙を貰っていたばかりであるからである。

私とシュミット教授の交流は1965年、始めて私がストックホルム大学に留学したときからのことである。これまで私は30数篇のスウェーデン私法に関する論文を書いてきたが、それは偏にシュミット教授からの温い指導と励しがあつたからである。泉下の友に改めて深甚なる感謝の意を表したい。

残念乍ら、フォルケ・シュミットの名はそれ程、日本では知られていない。しかし乍らシュミット教授の名声は夙に早くから国の内外に聞え、1966年から1974年までの長きに亘って International Society for Labour Law and Social Legislation のスウェーデン代表をつとめ、またペシルヴ

アニア大学(1963)、カリフォルニア大学(1967)、ケンブリッジ大学(1973~1974)、フランクフルト大学(1978)の各大学に客員教授として教鞭を執る一方、国内に在っては各種政府審議会委員を歴任する等多様な活動を展開してきた不世出のスウェーデン法学者の一人であった。特に北欧諸国との関係で特記すべきことは国際的に高い評価をうけている Scandinavian Studies in Law の発刊である。シュミット教授の努力なしにはその発刊は実現出来なかつたであろうと云われている。

フォルケ・シュミット教授は1909年8月10日、スウェーデンでは早くから文化の開けた東ヨートランドの小都市リンチューピングに生まれ、長じてウプサラ大学に学び、1939年「所有権留保と割賦販売」と題する浩漉な研究によってウプサラ大学において学位を得る1年前から既にウプサラ、レントにおいて私法学を講じ、爾来、1976年定年に至るまでレント大学、ウプサラ大学、そしてストックホルム大学の教授として研究と教育に努力し、スウェーデン法学発展のために大きな貢献を果たしてきた。特にシュミット教授がスウェーデン労働法学の発展に寄与してきたその功績は評価して余りあるものがあると云われている。

“Med Folke Schmidt har svensk rättsvetenskap förlorat en central gestalt. För arbetsrätten är förlusten oersättlig” と云われるのもまたむべなるかなである。

今、私にはフォルク・シュミットの人とその業績を語る時間的余猶も紙数もない。ここに一文を

草して、異国の友人の死に対して、私の心からの哀悼の意を表したいと思う。

追記、9月26日故フォルク・シュミット教授に対して、その北欧法学の発展に寄与した功績を称えてヘルシンキ大学（フィンランド）から名誉学位が贈られたと云うことである。 以上

◇ 文化・教育研究会報告 ◇

去る9月25日（木）午後2時から当研究所で、スウェーデン政府留学生として昨年7月から1年間、ウップサラ大学で教育学を研究してこのほど帰国された会員三瓶恵子氏（お茶の水女子大学院生）を迎えて文化・教育研究会を開催した。

“スウェーデンの高等教育改革と25:4ルール”という主題であったが、1977年の大学改革および79年の改革により、年齢25歳以上で職歴4年以上の社会人が定員の50%を占めるに至った実状、およびそれに付随する問題点の指摘がなされた。

あいにくの悪天候で参加者は約10名に留ったが、熱心な質疑応答が交わされ、わが国がそうした点でいかに遅れているかが実感としてとらえられ、リカレント教育体制の確立が急務であることを知らされた実り豊かな研究会であった。 (中嶋 博 記)

事務局より 研究会開催の予定

下記の研究会の開催を計画いたしております。ご希望がありましたらご連絡下さい。日時等決定次第お知らせいたします。

政治・外交研究（主査 岡野加穂留氏）	テーマ 防衛問題	講師 小野寺 信氏
協同組合研究会（主査 内藤 英憲氏）	テーマ 生協の近況	講師 内藤 英憲氏
福祉社会研究会（主査 庭田 範秋氏）	テーマ 年金、老人福祉、身障者福祉、児童福祉、教育福祉、まとめ	に分けシリーズとして順次開催

《SIPニュース》

スウェーデンで9月に国勢調査

スウェーデン中央統計局（the National Central Bureau of Statistics）の発表によると9月中旬に約650万人の人がスウェーデンで初めての5ヶ年間に渡る国勢調査に参加した。同局は全国の地方自治体と協力してこの国勢調査を行った。

この国勢調査で提出される質問は、子供、健康管理、雇用、社会奉仕、交通、娯楽等に関連して立案するには如何なる統計が必要かを全国的に広く質疑した上で決められたものである。

以前行われた国勢調査と同じく、集められたデータはすべて統計的に利用し、又は人口登録のコントロールに使用するために保存される。国勢調査に関連して従事する人々は、秘密を守る義務があり、集められた情報のプライバシーは70年間保証される。

スウェーデンの環境保護産業が国際市場に進出

創立以来1年、スウェーデン環境保護サービス社（SEPS）は東南アジア12ヶ国で、これら諸

国の、環境保護分野における立法と具体的措置の必要性にスポットライトを当てるためのセミナーを指導して来た。この集会は国連のアジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）と共同して組織されたものである。

第一段階のSEPSの仕事は今月行われる約35人の有力者及技術者のためのスウェーデン国内研究旅行で最高頂に達し、この人々はスウェーデンの環境保護技術を地元で研究することになる。第二段階の活動は数ヶ国で計画している地域環境保護センターに関する契約締結を含むことになるという。

SEPSは環境保護に関連する製品及ノウ・ハウを持つ企業によって組織されている。そして政府及び環境保護技術に興味を持つ諸国のバイヤー達との協力団体である。スウェーデンは過去20年間にわたり環境保護のノウ・ハウの研究を積み重ね、そのために膨大な投資をしている。SEPSの投資から得た経験を基盤として出来た会社である。